

岐阜県

街路樹等維持管理指針

令和2年6月



岐阜県県土整備部 道路維持課

岐阜県街路樹等維持管理指針(街路樹編) 目次

第1章 岐阜県管理道路における道路緑化の現状と課題	1
1-1. 背景と目的	1
1-1-1. 背景	1
1-1-2. 目的	1
1-2. 岐阜県が管理する街路樹の現状	2
1-2-1. 岐阜県管理道路における街路樹本数の推移	2
1-2-2. 土木事務所別の街路樹本数	2
1-2-3. 樹種別の街路樹本数	3
1-2-4. 問合せ等の発生状況	4
1-3. 課題	5
第2章 街路樹等に関する管理の基本的な考え方	6
2-1. 街路樹管理に関する基本方針	6
2-2. 街路樹に関する管理目標	6
2-3. 街路樹に関する管理水準	6
第3章 街路樹等に関する維持管理について	7
3-1. 基本目標と追加目標の設定	7
3-1-1. 基本目標について	7
3-1-2. 追加目標について	7
3-1-3. 追加目標の設定方法	7
3-2. 管理水準の設定	8
3-2-1. 管理水準の区分と管理の考え方	8
3-2-2. 管理水準の設定方法	8
3-3. 街路樹の除去・植替え処理	9
3-3-1. 除去・植替え処理の対象	9
3-3-2. 植替え・更新処理の手続き	9
3-4. 維持管理における留意点	10
3-4-1. 病害虫等防除に関する基本方針について	10
3-4-2. 侵略的外来種の防除について	10
3-4-3. 台風等による倒木の防止について	10
3-4-4. 第三者被害の予防について	11
3-4-5. 処置時の事前周知について	11
3-4-6. 支柱の管理について	11
3-4-7. 街路樹に起因する遺伝子交雑による生態系への影響について	12
第4章 街路樹等に関する管理作業	13
4-1. 年間の維持管理作業	13
4-2. 植樹台帳の整備	14
4-3. 点検	14
4-4. 剪定	14
4-5. 除草	14

4-6. 病虫害の防除と施肥.....	14
4-7. 灌水.....	14
第5章 街路樹に関する情報の記録.....	15
5-1. 植樹台帳の整備について.....	15
5-2. 点検・処置結果情報について.....	15
5-2-1. 点検結果の記録.....	15
5-2-2. 処置結果の記録.....	15
第6章 巻末資料：追加目標の設定方法、管理水準の設定方法.....	16
6-1. 追加目標と管理水準の関係.....	16
6-2. 追加目標の指標項目.....	16
6-3. 管理水準の設定方法.....	19
6-3-1. 管理水準の設定手順・方法.....	19
6-2-2. 管理水準設定に用いる情報(入力情報)の準備.....	20
6-2-3. 情報の入力、管理水準の決定.....	21
6-4. 入力情報の整理.....	25

第1章 岐阜県管理道路における道路緑化の現状と課題

1-1.背景と目的

1-1-1.背景

岐阜県では、花いっぱいの魅力あるふるさと岐阜の創造のために「花の都ぎふ」運動が展開され、その一環として、平成元年から平成12年にかけて、全県花街道整備事業が推進されてきた。この事業では、地域の自然・風土に調和し、四季の移ろいにも配慮した道路景観を形成することを目的とし、それぞれの路線ごとに主幹木・補完木および修景テーマを設定したうえで、沿道への花木の植栽を中心とする様々な整備が行われてきた。これにより約 2,500km の延長を有する花街道が整備され、道路植栽は景観形成や緑陰提供、大気浄化など道路利用者の快適性を向上させる重要な役割を担っている。

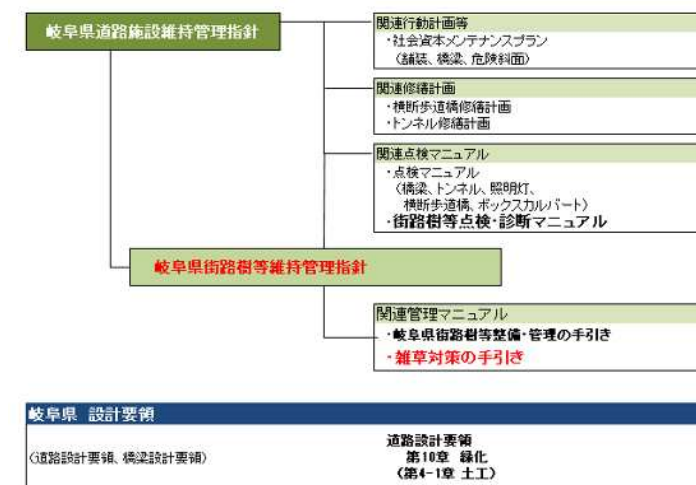
しかしながら、これまでに整備されてきた道路植栽は、整備されてからの年数の経過とともに老朽化や大径木化が進行しており、倒伏や落枝等、道路利用者や沿道建築物等に被害を及ぼす危険性が增大している。全国的にも各地で街路樹の老朽化等に起因する人身・物損事故が発生しており、道路管理者には、これまでの景観形成等を目的とした植栽管理に加え、第三者被害を未然に防ぐための維持管理が求められている。

1-1-2.目的

これまで、景観形成、道路利用者の快適性の確保などを目的に、岐阜県管理道路の沿線に多くの街路樹が整備・管理されてきた。しかしながら、老朽化、大径木化した街路樹は、倒伏や落枝等による道路利用者へ被害を及ぼす危険性が高く、またそれら植栽の管理には多額の維持費用が必要となる。

そのため本指針では、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年)を参考とし、景観形成や道路利用者の快適性確保を目的として実施されてきた街路樹等の整備・管理に加え、新たに道路交通に対する安全確保の視点を取り入れ、街路樹等に関して適切な維持管理を実施していくための方針を定める。

具体的には、本指針にて基本方針や管理水準の設定等について定め、剪定などの維持管理作業の実施方法等についてはこれまでと同様に「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」を参照する。



※太字は、街路樹や雑草対策に関連する指針、手引き、要領など
赤字は、今回公表の新規指針、手引き

図 1-1. 本指針に関わる指針等の体系

1-2. 岐阜県が管理する街路樹の現状

1-2-1. 岐阜県管理道路における街路樹本数の推移

岐阜県管理道路における街路樹本数は、平成21年度以降、新規の植栽が控えられていることから、高木・中低木とも街路樹本数に大きな変動は見られない(図 1-2)。ただし、植栽後の年数が経過した街路樹が主体となりつつあることから、今後の街路樹については、維持管理の必要性が増大している傾向にある。

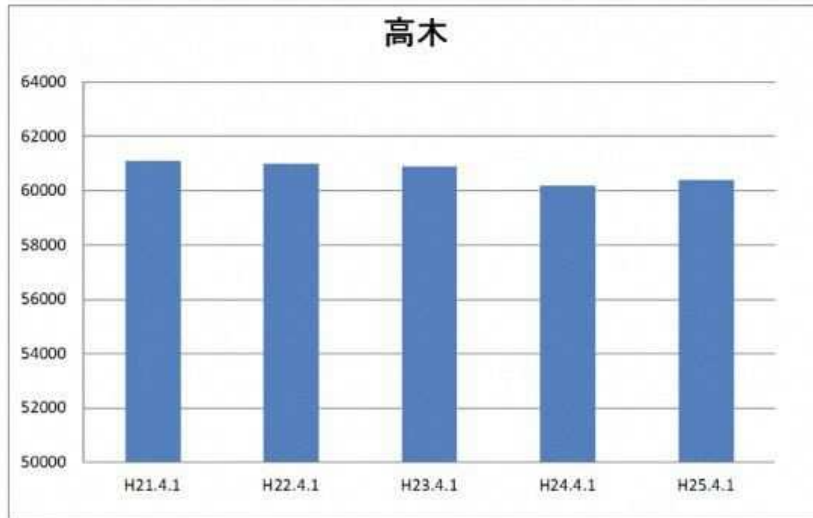


図 1-2. 高木街路樹本数の推移

1-2-2. 土木事務所別の街路樹本数

土木事務所別の街路樹本数には大きな差が見られ、高木の管理本数としては岐阜、大垣、多治見土木事務所が多く、また、花街道関連の本数は高山、恵那土木事務所が多い。このことから、各土木事務所によって、地域の実情に応じた維持管理が求められる(表 1-1)。

表 1-1. 土木事務所別植栽数量

	高木全体本数			花街道関連本数					街路樹本数	
	高木	法面木	計	レベル1	レベル1ー	レベル2	レベル3	計	街路樹	中低木
岐阜	12,241	832	13,073	720	603	733	0	2,056	11,017	346,081
大垣	8,935	0	8,935	1,759	541	0	318	2,618	6,317	150,895
揖斐	954	552	1,506	180	309	0	259	748	658	26,472
美濃	5,198	0	5,198	817	368	0	30	1,215	3,983	44,332
郡上	3,817	0	3,817	1,882	396	34	110	2,422	1,395	60,099
可茂	3,985	0	3,985	342	1,085	0	27	1,454	2,531	40,037
多治見	7,096	0	7,096	527	181	110	110	928	6,168	30,310
恵那	4,998	156	5,154	2,668	1,193	0	34	3,895	1,259	40,916
下呂	4,085	0	4,085	1,793	0	156	76	2,025	2,060	26,259
高山	5,229	0	5,229	1,104	2,794	324	5	4,227	1,002	16,571
古川	2,811	0	2,811	693	59	680	0	1,432	1,379	6,414
合計	59,349	1,540	60,889	12,485	7,529	2,037	969	23,020	37,769	788,386

1-2-3. 樹種別の街路樹本数

全国的な高木類の樹種別街路樹本数は、イチヨウが最も多く、次いでサクラ類、ケヤキ、ハナミズキ、トウカエデ、クスノキの順である(国土交通省国土技術政策総合研究所 2009.1)。

一方、岐阜県管理道路の街路樹には、イチヨウ、ケヤキ、クスノキ等の一般的な樹種よりも、鑑賞性(花、実、紅葉)を主たる目的として多様な街路樹が用いられており、それらの街路樹が十分な鑑賞性を発揮するためには、樹種別に剪定時期等を配慮する必要があり、維持管理作業を複雑化させている(図 1-3)。

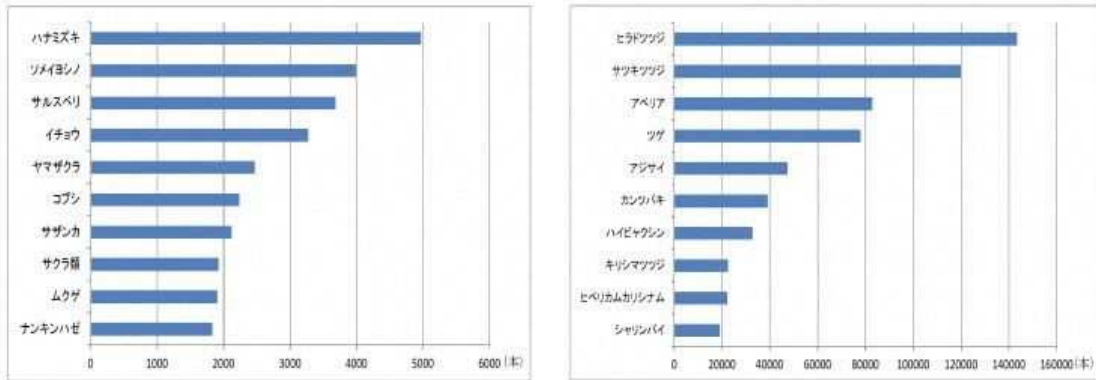


図 1-3. 樹種別街路樹本数 (左: 高木、右: 低木)

※全県花街道整備事業(平成元年度～平成16年度)

岐阜県が管理する道路のうち、約 2,500km(90 路線)で花街道整備事業を実施(表 1-2)。

表 1-2. 花街道一覧

花街道名	主幹木	景観	花街道名	主幹木	景観
1 せせらぎ街道	ナナカマド	秋	46 風矢作さくら街道	サクラ	春
2 裏木曾街道	サルスベリ	夏	47 飛騨御岳しらべ街道	シラカバ	通年
3 東美濃さわやか街道	ヤマザクラ	春	48 西美濃もみじ街道	モミジ	秋
4 薄雲街道	エドヒガンサクラ	春	49 和紙の里街道	ミツマタ	春
5 ハナノキ街道	ハナノキ	秋	50 人道のサクラ街道	サクラ	春
6 織摩カイコウス街道	カイコウス	夏	51 恵那峡さくら街道	ソメイヨシノ	春
7 平成こぶし街道	コブシ	春	52 寺尾千本桜街道	サクラ	春
8 安土鞍山街道	ハナズオウ	春	53 川島ハナミズキ街道	ハナミズキ	春
9 さくら街道	ヤマザクラ	春	54 天命ハクモクレン街道	ハクモクレン、ヒラドツツジ	春
10 花フェスタ記念街道	ヤマボウシ、ハナミズキ	春・夏	55 揖斐川ふれあい街道	サルスベリ、サツキ	夏
11 唐飛騨の花街道	シラカバ	通年	56 羽花街道	サクラ、アジサイ	春
12 西美濃ナツツバキ街道	ナツツバキ	夏	57 遠ヶ根サルスベリ街道	サルスベリ	夏
13 やまぼうし街道	ヤマボウシ	夏	58 飛騨重山ふるさと街道	サルスベリ、ムクゲ	夏
14 中馬ハナノキ街道	ハナノキ	秋	59 丸岩本宮川街道	ヤマボウシ、アセビ	夏
15 サラサドウダン街道	サラサドウダン	春	60 中山道かえり街道	カエデ、ツツジ	秋
16 木曾川ハクウンボク街道	ハクウンボク	夏	61 雲峰千本桜街道	サクラ、カエデ	春
17 白川トチノキ街道	トチノキ	春	62 化石の里街道	キンモクセイ、ムクゲ	秋
18 志野もみじ街道	イロハモミジ	秋	63 大原ムクゲ街道	ムクゲ、アカハネキウワダササ	夏
19 あじさい街道	ハナミズキ、アジサイ	夏	64 三國やまなみ街道	ハナカイドウ、レンギョウ	春
20 木もれ目かえり街道	イタヤカエデ	秋	65 中馬かえり街道	コブシ、ムクゲ	春
21 恵南ハクウンボク街道	ハクウンボク	夏	66 川谷溪谷街道	サクラ、モミジ	春・秋
22 水郷ハナミズキ街道	ハナミズキ	春	67 飛騨松山・匠の道サクラ街道	ヤマザクラ、ドウダンツツジ	春
23 円空カツラ街道	カツラ	秋	68 南飛騨やすらぎ街道	アジサイ、モミジ	夏
24 清流サルスベリ街道	サルスベリ(道性)	夏	69 清流ふれあい街道	ヤマボウシ、ヤマブキ	春
25 伊吹ばら街道	クロガネモチ	秋	70 飛騨そま街道	ケヤキ、トチノキ	秋
26 東濃なんじゃもんじゃ街道	バラ、ヒツツバタゴ	春	71 野家カエデ街道	カエデ、クマザサ	秋
27 安濃シラカバ街道	シラカバ	通年	72 奥美濃こもれび街道	ヤマザクラ	春
28 天生カワラ街道	カツラ	秋	73 瑞山街道	ハナモモ	春
29 牧田川やまざくら街道	ヤマザクラ	春	74 白山歴史街道	ネムノキ	春
30 飛騨もも街道	モモ	春	75 やまびこロード	モミジ	秋
31 飛騨本曹川ユリノキ街道	ユリノキ	春	76 飛騨高原天の夕顔の道	ヤマボウシ、オオヤマサクラ	春・夏
32 飛騨御岳しだれ桜街道	シダレザクラ	春	77 飛騨朝の花街道	ウツギ	春
33 飛騨御岳はなもも街道	ハナモモ	春	78 美女街道	サクラ、モミジ	春・秋
34 藤上南天街道	ナンテン	秋	79 日本まん中農街道	スズラン、サザンカ	春・秋
35 長良川百日紅街道	サルスベリ	夏	80 美濃川辺どんぐり街道	シイ、カシ類、モミジ	秋
36 星宮街道	トチノキ	春	81 星山かおり街道	モミジ、バフウ	秋
37 コスモス街道	ヤマボウシ、シラカバ	夏	82 飛騨新穂街道	ハナミズキ、ヤマボウシ	春
38 飛騨やまびこ街道	ヤマボウシ、シラカバ	夏	83 飯峠高嶺紅葉街道	ヤマモミジ	秋
39 織摩さくら街道	サクラ	春	84 クリーンループぎふ 大気環境水街道	スズラン、イタヤカエデ、アオサキ	春
40 飛騨ふり街道	シダレザクラ、オオヤマザクラ	春	85 輪部の里 うめ街道	ウメ	春
41 西濃こでまり街道	コデマリ	春	86 春日草街道	メグスリノキ、ナツメ	春・夏
42 濃飛もみじ街道	モミジ	秋	87 恵那山街道	ヤマボウシ、キンモクセイ	夏
43 恵那白川かえり街道	カエデ	秋	88 夕暮・YOU遊街道	ヤマモミジ、ミツバツツジ	秋
44 ととき堂元街道	ハナミズキ	春	89 郡上點街道	ネムノキ	春
45 美濃藤原桜街道	サクラ	春	90 古今(こきん)歌の道	サクラ	春

1-2-4. 問合せ等の発生状況

岐阜県管理道路の植栽に係る問合せは、平成26年度の道路全体問合せ数 2,170 件のうち22%を占めている(図 1-4)。

植栽に起因する問合せの内訳は、除草、倒れ・まがりによる道路空間の阻害、育成による道路空間の阻害が大半を占めている(図 1-5)。これらの問合せに対して未然に対応するためには、道路空間への枝葉等の伸長を早期に発見するための点検、及び枝葉等を伸長させない剪定が重要となる。

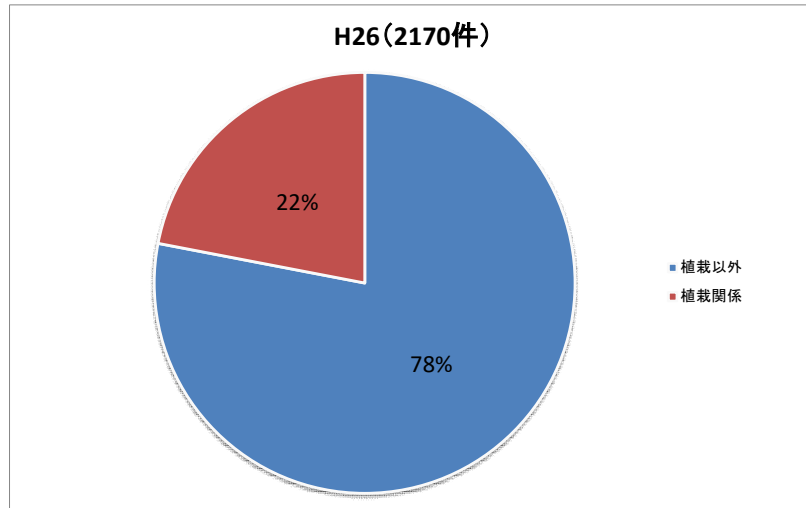


図 1-4. 岐阜県管理道路における植栽に起因する問合せの割合

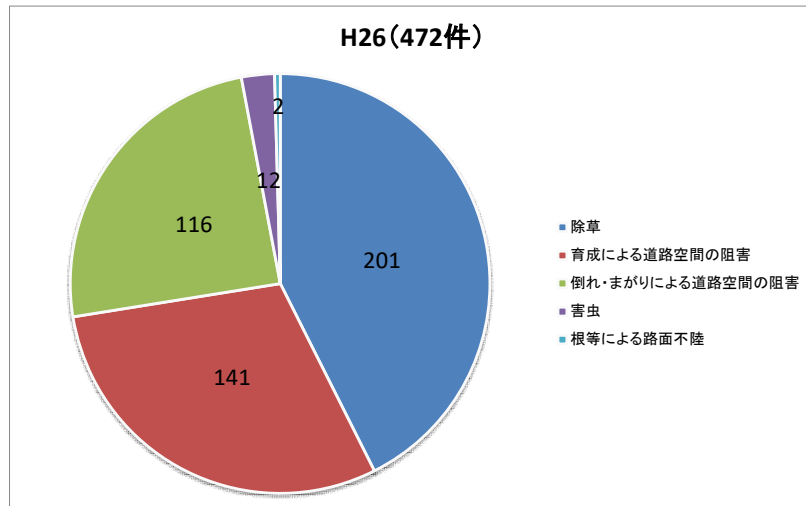


図 1-5. 植栽に起因する問合せ内容の内訳

1-3.課題

岐阜県が管理する街路樹等についての課題を下記のとおり抽出した。これらの課題解決に向け、本指針に基づき適切な維持管理を実施する。

【課題1】 適切な維持管理を実施していくための手法の確立

街路樹の維持管理に関する予算の増加が難しい一方、街路樹の老朽化・大径木化にともない維持管理に要する費用は増加傾向にある。また、第三者被害の未然防止といった、街路樹の維持管理の重要性が増していることから、適切な維持管理方法を構築し、効率的かつ計画的な維持管理を行なっていく必要がある。

- 管理基本方針、管理目標の策定(本指針による)
- 点検及び点検に基づく管理の実施(街路樹等点検・診断マニュアルによる)

【課題2】 街路樹の現状把握

適切な維持管理方法を構築するためには現地の情報把握が不可欠であるため、岐阜県が管理する街路樹について統一的な方法で情報の把握、整理を行う必要がある。

- 統一様式による植樹台帳作成(岐阜県植樹台帳作成要領による)
- 統一的な視点による点検実施(街路樹等点検・診断マニュアルによる)

【課題3】 問合せ・事故の予防

- 街路樹に起因する問合せや事故を未然に予防するための仕組みを構築する必要がある。
- 点検による危険木の早期発見及び対応(街路樹等点検・診断マニュアルによる)

第2章 街路樹等に関する管理の基本的な考え方

2-1. 街路樹管理に関する基本方針

岐阜県が管理する街路樹については、下記の2つの基本方針に基づき管理を行うこととする。

街路樹を道路施設として位置付けた「道路交通の安全の確保に重点を置いた維持管理」

- ・街路樹を道路施設の一つとして位置付け、道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)の道路緑化の基本方針に示されている「交通の安全」に留意した維持管理を前提とする
- ・「街路樹に起因する事故の予防」を優先し、景観・まちづくり等の造園的視点による「街路樹の健全な育成」についても考慮することとする

街路樹の老朽化・大径木化、路線の背景に対応した「効率的かつ計画的な維持管理」

- ・財源の増加が困難な一方、街路樹の老朽化・大径木化にともない維持管理に要する費用が増加傾向にあることに加え、第三者被害の未然防止といった街路樹の維持管理の重要性が増していることから、効率的かつ計画的な維持管理を実施していくことを基本方針とする
- ・各路線が通過する地域や交通量、樹種・植栽位置等、それぞれの路線が有する背景や条件等が様々であることから、これらに応じた管理目標や維持管理水準を設定することにより、「効率的かつ計画的な維持管理」の実現を目指す
- ・管理目標や管理水準を適切に設定することにより、限られた維持管理予算を計画的に配分する

2-2. 街路樹に関する管理目標

1-3.で抽出した3つの課題をふまえ、街路樹の維持管理を適切に実施していくための管理目標を定める。管理目標については、「基本目標」と「追加目標」の2種類の目標を定め、路線が有する背景や条件等に合せた適切な維持管理を推進していく。「基本目標」及び「追加目標」は下記の通りとする。なお、それぞれの詳細な内容については第3章にて記述する。

基本目標 … 「危険木等の早期発見と除去」

→ 第三者被害の未然防止

追加目標 … 路線の背景や条件から必要となる「造園的視点の管理目標の設定と維持管理」

→ 植替え・更新を行う路線・区間の明確化

2-3. 街路樹に関する管理水準

効率的で計画的な維持管理を行っていくために路線、区間ごとに管理水準を設定し、管理水準に基づいた点検・剪定等の作業を行っていく。設定方法等の内容については第3章にて記述する。

管理の優先度や頻度に関する「管理水準」を路線別・区間別に設定する

- ・効率的かつ計画的な維持管理の実現を目指すため、管理作業の優先度や頻度に関する管理水準を路線別・区間別に設定する
- ・管理水準は、道路交通条件、路線特性、樹種特性、問合せ等の社会的な環境を考慮して設定する

第3章 街路樹等に関する維持管理について

3-1. 基本目標と追加目標の設定

3-1-1. 基本目標について

街路樹の管理については、「**危険木等の早期発見と除去**」を基本目標とする

- ・岐阜県管理道路では、「道路交通の安全の確保に重点を置いた管理」の基本方針を実現するため、街路樹の「危険木を早期に発見し」、速やかに「危険木を除去」することを管理の基本とする
- ・点検を適切に実施することにより、街路樹の安全性を判断し、危険木を早期に発見する
- ・倒木や枝折れ等、重大事故の発生要因となりうる危険木を速やかに除去する

3-1-2. 追加目標について

路線の背景や条件等から必要な「**造園的視点の管理目標**」を追加目標として適宜追加する

- ・各路線が有する背景等により、「街路樹の健全な育成」、「鑑賞性・緑化機能の発揮」といった造園的視点の目標が必要となる場合には、地域別や路線別、区間別に、各管理者の最終判断により追加目標を設定する
- ・追加目標を設定した路線・区間では、市町村が策定した街路樹等に係る計画（以降、上位計画と呼ぶ）との整合や、鑑賞性・景観性、緑陰、交通安全等の機能を発揮、維持するために、不健全木の植替え処置や街路樹の計画的な更新等について検討する

※原則、追加目標が設定された路線・区間のみを、植替え、更新の対象とする
基本目標のみの場合は、植替え、更新を行わない

3-1-3. 追加目標の設定方法

追加目標は、上位計画や防災機能、道路緑化の各機能、地元要望等の指標に基づく検討を行い、街路樹の必要性を整理したうえで、路線または、区間毎に管理者の判断により設定する。追加目標設定のための指標を表 3-1 に示す。

表 3-1. 追加目標の設定のための指標

指標項目	概要
上位計画等	道路緑化に係る、上位計画や地域計画に位置付けられている路線（緑の基本計画、景観計画、都市計画マスタープランなど）
防災機能	街路樹の防災機能が求められる路線・地区
鑑賞性・景観性	花、紅葉等、街路樹自体が有する鑑賞性を発揮すべき路線 景観的な統合性に配慮が必要な路線（メインストリート、街路樹がシンボルの路線）
歴史・文化性	歴史的、文化的に、街路樹を健全な状態で維持する必要がある路線
緑陰機能	道路利用者に快適な空間を提供するために、緑陰を形成する（樹冠が上空を覆う）必要がある路線
交通安全機能	安全で円滑な道路交通の確保するために、遮光、視線誘導、交通分離、指標などの機能が求められる路線
遮蔽機能	植物による遮蔽機能が求められる路線
地元要望	街路樹の育成、植替え・更新に関して地元から要望が強い路線
その他	管理者として現地状況に応じて街路樹の健全性を保つべき路線

3-2. 管理水準の設定

3-2-1. 管理水準の区分と管理の考え方

管理目標を達成するための管理水準(点検・剪定の頻度)を路線・区間毎に定める。高木管理の頻度は、1回以上/1年～1回/5年の全5段階(A～E)に区分する(表 3-2)。管理水準は管理水準 C(1回/3年)を標準とし、路線の条件により管理水準をアップ・ダウンさせたうえで設定する。

ただし、中低木管理の頻度については、1年/1回の管理を基本とし、管理水準をアップ・ダウンしないものとする。

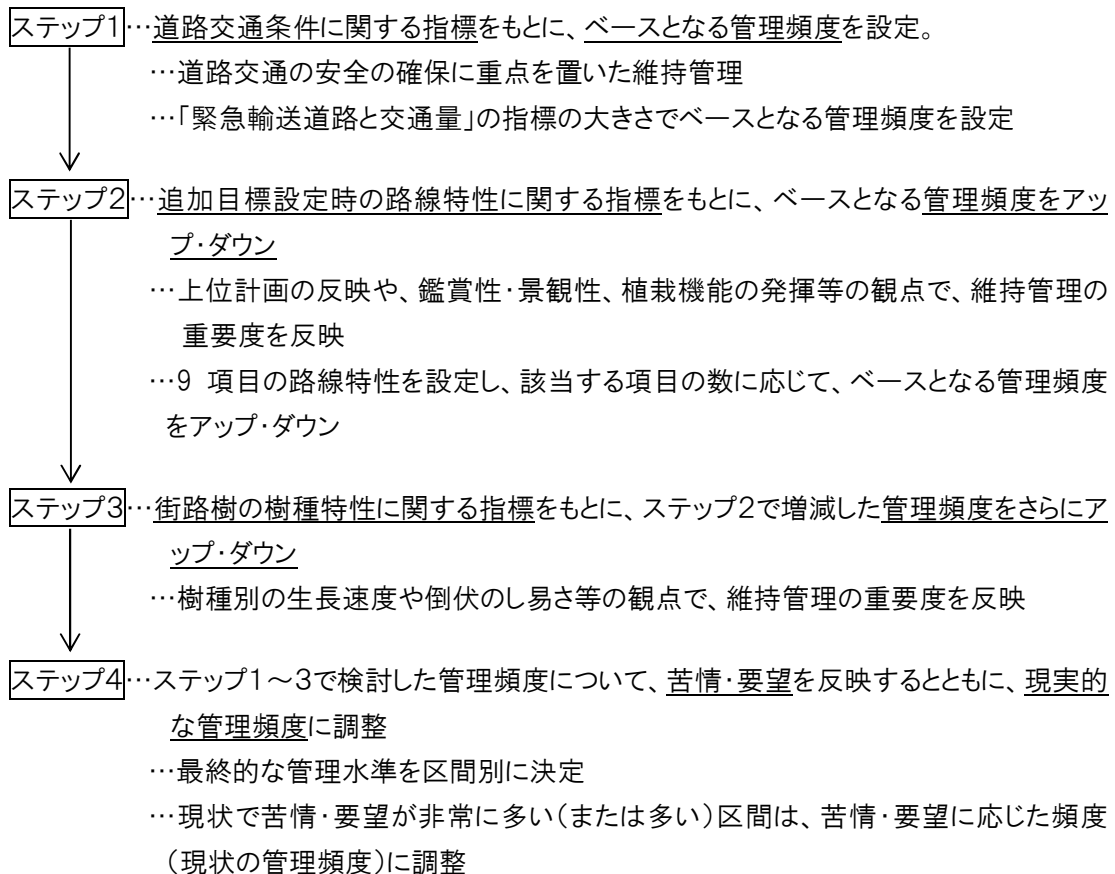
表 3-2. 管理水準の区分

管理水準		高木管理の頻度	(中低木管理の頻度)
管理水準 A	管理頻度特大	1年に1回以上	
管理水準 B	管理頻度大	2年に1回	
管理水準 C	管理頻度標準	3年に1回	(1年に1回)
管理水準 D	管理頻度小	4年に1回	
管理水準 E	管理頻度特小	5年に1回	



3-2-2. 管理水準の設定方法

・管理水準は、道路交通条件、路線特性、樹種特性、苦情等の社会的環境といった指標に基づき、以下の流れにより設定する(管理水準の具体的な設定方法については、巻末資料「管理水準の設定方法」を参照)



3-3. 街路樹の除去、植替え・更新処理

3-3-1. 除去・植替え処理の対象

「岐阜県 街路樹等点検・診断マニュアル」(平成 29 年 3 月 岐阜県県土整備部道路維持課)に基づき点検を行い、判定区分Ⅳと診断された街路樹(高木、中低木)については、伐採等の処置を行う。除去(追加目標なし)、植替え(追加目標あり)の処理は、伐採処置を行った街路樹を対象とする。

3-3-2. 植替え・更新処理の手続き

植替え(伐採処置後の街路樹への処置)、更新(老朽化・大径木化が進行した街路樹への処置)は、追加目標が設定された路線・区間内の街路樹を対象に検討する。

植替え・更新処理を検討する際には、当該箇所における街路樹の必要性を十分に精査した上で、県庁道路維持課とその内容について協議するものとし、協議の手続きにあたっては、「新規植栽を整備する際に行う維持管理協議」(平成 16 年 8 月 10 日付け 道維第 291 号)と同様の形式とする。協議実施についてのフローチャートを図 3-1 に示す。

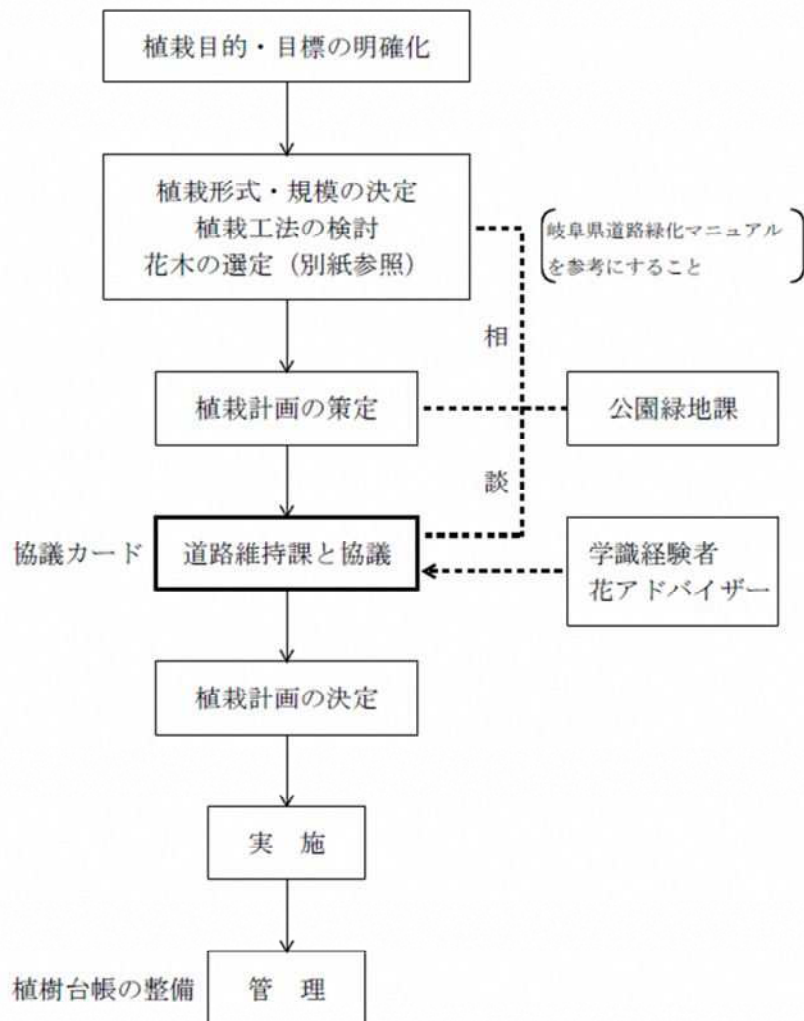


図 3-1. 協議実施フローチャート

3-4. 維持管理における留意点

3-4-1. 病害虫等防除に関する基本方針について

農薬・殺虫剤等の薬剤は、原則として使用しない

病害虫等の防除において、農薬・殺虫剤等の薬剤の使用は有効な手段であるが、使用方法によっては、人体や環境に影響を及ぼす可能性がある。このため、病害虫等防除においては原則、薬剤等を使用しないこととする。なお、農薬・殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、関係法令や各種通知を厳守し、使用の有無について判断すること。特に、「必要最低限の範囲への使用」、「散布時の飛散防止」、「周辺住民への周知」について注意する。

病虫害等防除に関する具体的な内容については、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.122～135 を参照とする。

3-4-2. 侵略的外来種の防除について

特定外来生物や 生態系被害防止外来種 について、適切な取り扱いを行う

外来種への対応については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に、その内容が示されている。同法に定められている特定外来生物とは、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人体・農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす危険性の高いものの中から指定されている。また、特定外来生物には指定されていないが、生態系等に悪影響を及ぼしうる外来生物(生態系被害防止外来種)についても、適切な取扱いについて理解と協力を求めている。

特定外来生物等に対する具体的な対策については、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.81～83 を参照とする。

3-4-3. 台風等による倒木の防止について

(1) 台風等の強風対策

簡易点検の実施時期と強めの剪定、支柱の結束確認の実施

台風の接近等により発生する倒木を防止するため、台風が発生し日本への接近が危惧される6月下旬までを目安に、簡易点検と倒木等の危険性の高い街路樹の処置を実施する。平成 30 年台風の被害事例を参考に、以下の街路樹に注意し、「岐阜県 街路樹等点検・診断マニュアル」(平成 29 年 3 月 岐阜県県土整備部道路維持課)における判定・処置を確実に実施するとともに、強めの剪定や支柱との結束確認等の追加処置を実施する。

- ・根張りが十分といえない街路樹(地上部のボリュームに対し植栽スペースが小さな街路樹、地下水位が高く滞水層により根張り空間が制限される街路樹)
- ・被害が多数見られた樹種(イチヨウ、サルスベリ、ナンキンハゼ、ニセアカシア、ハナミズキ)
- ・浅根性の樹種(クロガネモチ、ケヤキ、サルスベリ、シダレザクラ、シラカバ、ナナカマド、ナンキンハゼ、ハナミズキ等)
- ・比較的若い樹齢、小サイズの街路樹(樹齢 30 年まで、幹回り 10～40 cm 程度)
- ・支柱を取り外した直後の街路樹

■ 強めの剪定

台風等の強風下においては、個体自体が健全であっても、枝葉が茂っている場合は強風で倒れることがある点に留意する。強風対策は、風を透かすことが原則であり、枝葉のボリュームを減らすために剪定を行う。

■風対策としての支柱の結束確認

街路樹が倒伏した場合は道路交通の大きな障害となることから、街路樹の支柱の結束や取り外しについては、公園樹木よりも安全に留意する必要がある。前述のような街路樹に対しては、支柱の取り外しについて十分注意するとともに、再結束を行うことにより、倒木を未然に防止するように努める。

(2)積雪対策

倒木や落枝の危険性が高いと判断される街路樹に対し、未然に処置を実施する

積雪地においては、積雪による雪の重みによる冬期の倒木・落枝の危険性が高まることから、倒木や落枝の危険性が高いと判断される街路樹について、積雪期までに未然の処置等を講ずることが有効である。

3-4-4. 第三者被害の予防について

異常を確認した段階における速やかな処置を実施する

倒木や落枝の発生は、第三者被害に直結するため未然に防ぐ必要がある。そのため、通常の道路パトロール及び街路樹点検により街路樹の健全性を把握し、異常を確認した段階で速やかに処置を講ずることとする。なお、処置までに時間を要する場合は、通行者に対して、その危険性を周知するとともに、早期の対応に努める。

3-4-5. 処置時の事前周知について

処置の際には、地域住民への事前説明により理解・協力を求める

大径木や高齢化した街路樹は、地域に親しまれているものや、咲く花を観賞するなど地域住民にとって関心の高い街路樹である場合が多い。そのため、街路樹点検後の診断結果に基づき処置(特に伐採)を行う際には、地域住民に対しての事前説明や処置に対する理解・協力を求めることが重要である。

街路樹に対して処置を行う際には、地域住民(自治会代表者等)に対して説明を行い、その他、保護団体や関係部局・市町村へも併せて周知する。説明後、十分な理解を得た上で必要な処置を講ずるよう努める。

3-4-6. 支柱の管理について

街路樹の支柱撤去を適切な時期に実施する

支柱は街路樹の倒伏防止や活着促進を目的に設置され、街路樹が十分に大きくない場合や、揺らぎ・傾きが確認される場合の有効な措置である。しかし、設置された支柱が適切な時期に除去されず、幹と支柱を結束しているワイヤー等が幹に食い込んでいる事例や、支柱自体が腐朽して倒れている事例が確認されている。これらは、街路樹が十分に生長しているにも関わらず支柱が撤去されていないことにより起こる事例である。このため支柱が不要となった場合には適切に支柱を撤去するなど、街路樹の管理と合わせて支柱についても適切な管理に努める。

街路樹における支柱の特徴として、根張り空間が不十分であるため支柱を取り外す時期の判断が難しいことが挙げられる。一般的な植栽木の支柱の取り外しは、植栽後1~3年程度が経過し、活着したと判断された時点とされているが、街路樹は活着後も長期間支柱を必要とする場合が多い。また、前述のように、台風等や積雪による倒木の防止のためには、支柱は重要な対処方法であるため、撤去の判断は慎重に行う必要がある。

3-4-7. 街路樹に起因する遺伝子交雑による生態系への影響について

遺伝子交雑や 街路樹の逸出 に配慮する

(植栽済み街路樹の計画的な伐採・除去、 植替え・更新における樹種や産地への注意)

植物は、同一の種であっても、本来の生育地が異なれば、遺伝的には異なった集団である場合がある。開花の特性や環境への耐性等が異なるなど、遺伝的に異なる集団が人為的な緑化によって大量に導入されれば、種の存続を脅かす恐れがある。生態系や生物多様性の保全の観点からは、それぞれの地域における固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要である。近年では、自生する在来種と同じ種であっても、国外産の在来種は使用すべきでなく、産地が明らかでない在来種の使用は好ましくないとされている(*1)。

生物多様性保全上重要な場所(*2)の近隣地域では、街路樹に起因する遺伝交雑の影響(コブシ植栽木とシデコブシ自生地個体との交雑など)に配慮した管理が必要となる。影響が懸念される地域において交雑のおそれのある街路樹が植栽されている場合は、街路樹の計画的な伐採・除去を検討する。また、街路樹の逸出事例(植栽箇所以外への侵入)がみられること、地域に自生するサクラ類と植栽されたソメイヨシノとの交雑が確認されていることから、街路樹の植替え・更新にあたっては、新たに植栽する街路樹の樹種や産地について十分に注意する(*3)。

*1.「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 25 年 1 月)
「自然公園におけるのり面緑化指針」(環境省自然環境局、平成 27 年 10 月)

*2.希少種や天然記念物の生育地であったり、学術的に価値のある植生が形成されていたりするなど、相対的に生物多様性の保全等の重要性が高い場所

*3.遺伝子交雑に注意が必要な樹種
コブシ(種間の交雑)、
シデコブシ、ハナノキ、ヒツパタゴ(産地間の交雑)
ソメイヨシノ(自生するサクラ類:ヤマザクラなどとの交雑)
植栽箇所以外への逸出が見られる樹種
コブシ、シンジュ、トウカエデ、ナンキンハゼ

第4章 街路樹等に関する管理作業

4-1. 年間の維持管理作業

年間の維持管理作業は、表 4-1 を参考とし、剪定等の作業を行う場合は、樹種毎に適する時期が異なることを勘案した上で作業を行う。また、年間の植栽樹木維持管理業務については、図 4-1 を参考とし業務を行うものとする。

台風による倒木等を未然に防止するために、簡易点検とその処置、高木・中木剪定は、台風の日本への接近が危惧される6月下旬までに実施することを目安とする。

表 4-1. 1年間の植栽維持管理における参考スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
技術研修会	●													
簡易点検		■												
詳細点検						■	■	■	■	■	■	■	簡易点検後、判定Ⅲの場合実施	
高木・中木剪定 (生長抑制)			■										台風対策も兼ねる	
高木・中木剪定 (基本剪定)						■							常緑樹は厳寒期を避ける	
寄植え剪定		■												
除草・芝刈		■												
樹木の生活サイクル		枝葉幹根肥大生長				結実養分貯蔵								

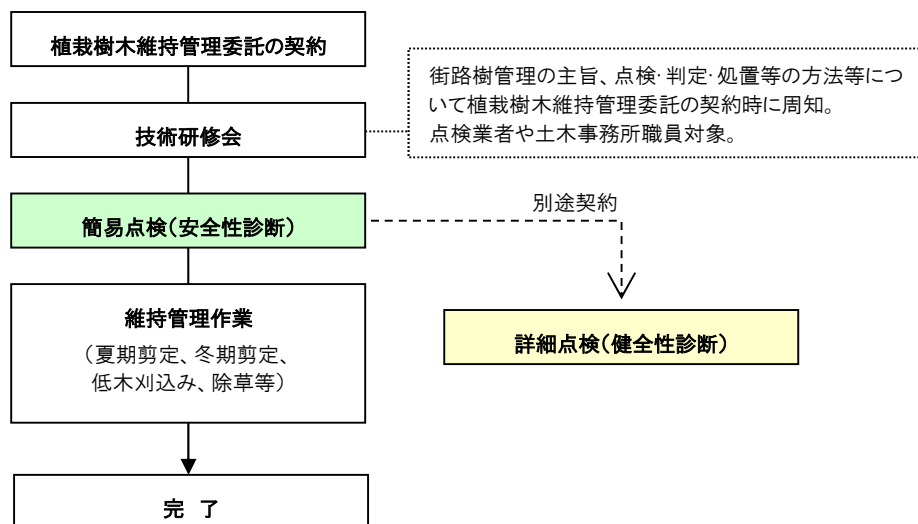


図 4-1. 1年間の植栽維持管理委託業務の流れ

4-2. 植樹台帳の整備

街路樹の効率的かつ効果的な維持管理を実施するため、街路樹に関する情報(樹種や位置情報等)を記録した台帳を作成する。具体的には、全県統一の様式により植樹台帳を整備し、同様式内に点検・処置結果を記入・更新することで、管理植栽に関する情報の蓄積を図る。

植樹台帳の作成にあたっては、「岐阜県植樹台帳作成要領」(岐阜県県土整備部道路維持課)を参照する。

4-3. 点検

岐阜県が管理する街路樹において、危険木を早期に発見・対応するための点検を実施する。具体的な点検方法等については、「岐阜県街路樹等点検・診断マニュアル」(岐阜県県土整備部道路維持課 平成 29 年 3 月)を参照とする。

点検により危険木を発見した場合は、速やかに処置を行う。

4-4. 剪定

岐阜県が管理する街路樹に対して、危険木に対しての処置や、健全な育成を図るための剪定を実施する。具体的な剪定方法等については、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.43 を参照とする。

なお、視距の確保が必要な箇所での低木類の剪定(路面からの高さ 75 cm以下に剪定)にあたっては、低木類の生長を考慮する。

4-5. 除草

岐阜県が管理する道路において、道路交通の支障となる雑草等の生育が見られる場合には、除草等により適切に対応する。雑草対策の基本的な考え方については「雑草対策の手引き」、具体的な除草方法等については「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.60 を参照とする。

4-6. 病虫害の防除と施肥

岐阜県が管理する街路樹において、病虫害の予防を図るとともに、病虫害が見られる場合には原因の除去を行う。また、街路樹の健全な育成を保持することを目的に、必要に応じて施肥を行う。具体的な病虫害の防除及び施肥方法については、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.62 を参照とする。

4-7. 灌水

岐阜県が管理する街路樹において、異常湧水等により街路樹に異常が発生すると予見される場合には灌水を行う。具体的な灌水時期や手順等については、「岐阜県街路樹等整備・管理の手引き」((財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会 平成 21 年) P.75 を参照とする。

第5章 街路樹に関する情報の記録

5-1. 植樹台帳の整備について

岐阜県が管理する街路樹については、所定の様式に「樹木番号」、「樹種名」、「幹周」、「植樹年」、「位置情報」を記載した植樹台帳を整備し保存する。また、植樹台帳の情報及び街路樹の位置情報を岐阜県県域統合型 GIS に登録する。

現地に生育する街路樹に対しては、樹木番号ラベルを設置する。樹木番号ラベルの表記内容は、下図を基本とする。

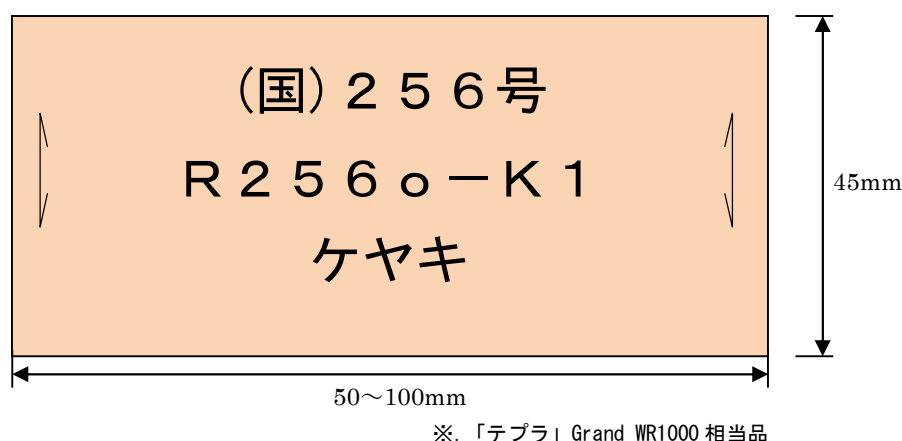


図 5-1. 樹木番号ラベルの表示内容

5-2. 点検・処置結果情報について

5-2-1. 点検結果の記録

(1) 簡易点検結果

簡易点検結果の記録については、5-1. に示した植樹台帳が点検結果の記録表(チェックシート)を備えていることから、「台帳(チェックシート兼路線別植樹台帳)」に点検結果を記録・蓄積する。

(2) 詳細点検結果

専門家による詳細点検結果の記録については、「岐阜県街路樹等点検・診断マニュアル」(岐阜県県土整備部道路維持課 平成 29 年 3 月)に基づき、その結果を「詳細点検(健全度診断)カルテ」に記録・蓄積する。

5-2-2. 処置結果の記録

伐採等の処置を実施した場合の処置結果の記録は、「岐阜県街路樹等点検・診断マニュアル」(岐阜県県土整備部道路維持課 平成 29 年 3 月)に基づき、処置内容及び状況写真を記録し保存する。

第6章 巻末資料：追加目標の設定方法、管理水準の設定方法

6-1. 追加目標と管理水準の関係

岐阜県管理道路では、追加目標設定のための指標項目に基づき、必要に応じて追加目標を設定する。追加目標の有無は、管理水準に反映し、高木等の点検・剪定の頻度を決定する。

管理水準設定のステップ2にて用いる指標(路線特性)は、追加目標設定における指標項目とする。

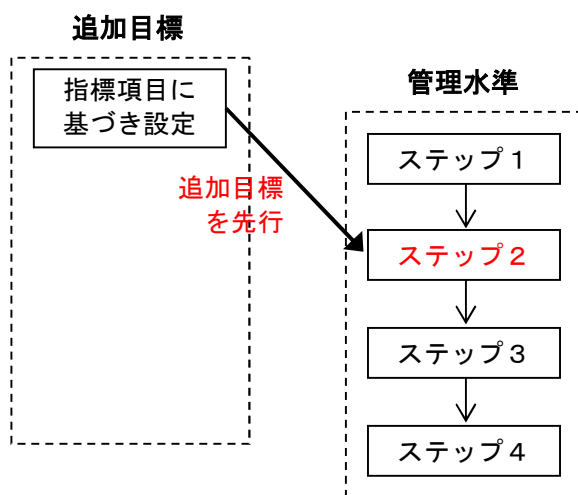


図 6-1. 追加目標と管理水準の関係

6-2. 追加目標の指標項目

追加目標の設定(管理水準のステップ2)において用いる指標項目のイメージを次ページと次々ページに示す。

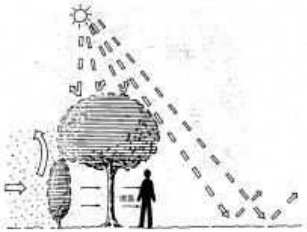


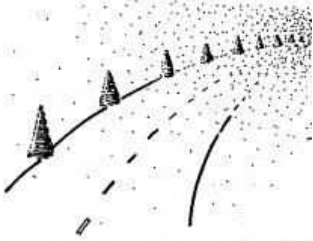
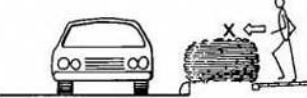

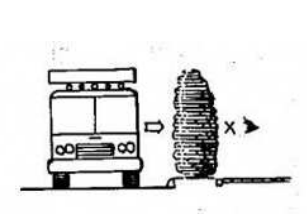

表 6-1. 追加目標設定のための指標項目 (1/2)

指標項目	概要	備考
上位計画等	<p>道路緑化の必要性が、上位計画や地域計画にて位置付けられている路線</p> <p>【上位計画や地域計画の例】</p> <p>緑の基本計画…街路樹や沿道緑化などによる緑豊かな幹線道路、水とみどりのネットワーク路、沿道緑化推進路線 など</p> <p>景観計画…景観重要道路、景観形成重点地区 など</p> <p>都市計画マスタープラン…緑のネットワーク、緑地・緑道など</p>	
防災機能	<p>街路樹の防災機能が求められる路線・地区</p>  <p>火災延焼防止(文献①)</p>  <p>建物倒壊防止(文献②)</p>	市町村別の防災計画や緑の基本計画により防災機能を位置づけられた路線
鑑賞性・景観性	<p>花、紅葉等、街路樹自体が有する鑑賞性を発揮すべき路線</p>  <p>裏木曽街道 (道の駅:花街道付知 HP)</p>  <p>せせらぎ街道 (テトスポット東海 HP)</p> <p>景観的な統合性に配慮が必要な路線</p>  <p>景観統合(文献①)</p>  <p>街路樹がシンボルの路線 :都通りのケヤキ(岐阜市 HP)</p>	<p>花や紅葉等の鑑賞を主目的として、街路樹が植栽された路線</p> <p>花街道や観光地アクセス道路が、道路利用者や地域に認知されている路線</p> <p>街路樹が並木状に植栽されたメインストリート</p> <p>街路樹がシンボルとなっている路線</p> <p>樹木名が愛称となっている路線(花街道除く)</p>
歴史・文化性	<p>歴史的、文化的に、街路樹を健全な状態で維持する必要がある路線</p>  <p>さくら道:国道 156 号 (郡上八幡観光協会 HP 他)</p>  <p>歴史的雰囲気演出(文献②)</p>	<p>街路樹の存在について、歴史的・文化的な背景がある路線</p> <p>史跡や文化財、神社仏閣、記念碑等にアクセスし、歴史的雰囲気の演出が求められる路線</p>

※. 文献①:道路緑化基準・同解説(昭和 63 年 12 月、(社)日本道路協会)

文献②:道路緑化基準・同解説(平成 28 年 3 月改訂版、(社)日本道路協会)

表 6-2. 追加目標設定のための指標項目 (2/2)

指標項目	概要	備考
緑陰機能	<p>道路利用者に快適な空間を提供するために、緑陰を形成する(樹冠が上空を覆う)必要がある路線</p>  <p>緑陰形成(文献①)</p>  <p>緑陰形成(文献②)</p>	歩行者や自転車の交通量が多い路線
交通安全機能	<p>安全で円滑な道路交通を確保するために、遮光、視線誘導、交通分離、指標などの機能が求められる路線</p>  <p>遮光(文献①)</p>  <p>視線誘導(文献①)</p>  <p>交通分離(文献①)</p>  <p>指標:アイストップ、ランドマーク(文献③)</p>	
遮蔽機能	<p>植物による遮蔽機能が求められる路線</p>  <p>遮蔽(文献①)</p>  <p>遮蔽(文献②)</p>	<p>沿道の民家や観光施設等、道路敷地外から見た視点で、道路構造物や自動車等を遮蔽したい路線</p> <p>道路利用者から見た視点で、好ましくない景観を遮蔽したい路線</p>
地元要望	街路樹の育成、植替え・更新に関して地元から要望が強い路線	
その他	管理者として現地状況に応じて街路樹の健全性を保つべき路線	

※. 文献①:道路緑化基準・同解説(昭和 63 年 12 月、(社)日本道路協会)

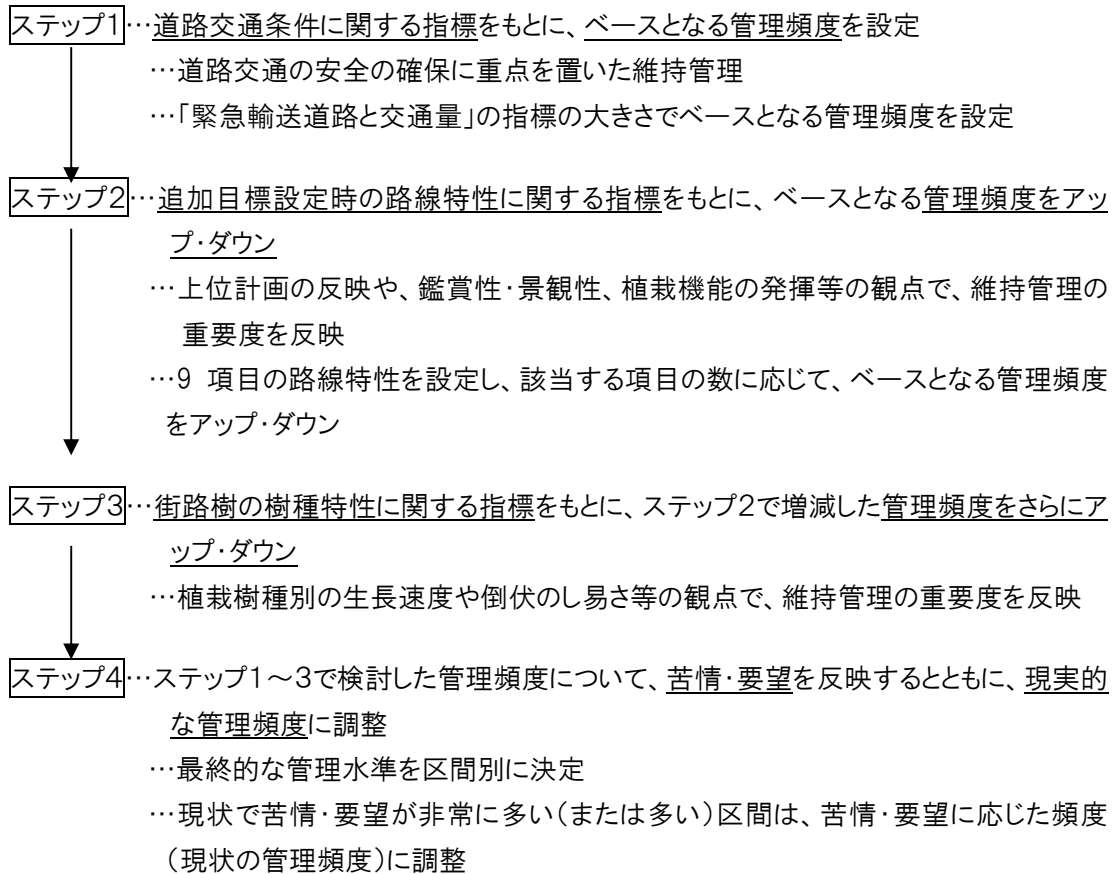
文献②:道路緑化基準・同解説(平成 28 年 3 月改訂版、(社)日本道路協会)

文献③:岐阜県街路樹等整備・管理の手引き(平成 21 年改訂、(財)岐阜県建設研究センター、(社)岐阜県造園緑化協会)

6-3. 管理水準の設定方法

6-3-1. 管理水準の設定手順・方法

設定作業は、道路交通条件、路線特性、樹種特性、問合せ等の社会的環境などの指標に基づき、以下の流れにより実施する。（「3-2-2. 管理水準の設定方法」より再掲）



6-2-2. 管理水準設定に用いる情報(入力情報)の準備

管理水準設定に用いる情報を下表に示す。

管理水準の設定にあたっては、これら情報を街路樹が植栽されている路線・区間別に整理する。

表 6-3. 追加目標の入力情報

指標、入力情報		備考
植樹台帳情報	路線・区間名	
	植栽樹種名	高木類の全ての植栽樹種
	現状の剪定頻度	1回/〇年
道路交通条件	緊急輸送道路の指定	「一次」、「二次」、「三次」の区分も必要
	小型車交通量(台/日)	最新年度の道路交通センサス結果
	小型車交通量(台/日)	最新年度の道路交通センサス結果
	歩行者交通量(人/12h)	平成 17 年度道路交通センサス結果
	自転車交通量(台/12h)	平成 17 年度道路交通センサス結果
路線特性	上位計画等、防災機能、鑑賞性・景観性、歴史・文化性、緑陰機能、交通安全機能、遮蔽機能、地元要望、その他	追加目標設定のための指標項目(9 項目)の該当数
植栽樹種別の樹種特性	生長速度	「速い」、「普通」、「遅い」
	倒伏・枝折れの発生し易さ	特性の「有」、「無」
	樹形の乱れ易さ	〃
	横方向への枝の広がり易さ	〃
	病中害の発生し易さ	〃
	大木化のし易さ	〃
社会的な影響	苦情や要望	「非常に多い」、「多い」、「普通」、「少ない」、「非常に少ない」の 5 段階

6-2-3. 情報の入力、管理水準の決定

(1) ステップ1: 道路交通条件に関する情報の入力

- ・道路交通条件に関する指標をもとに、ベースとなる管理頻度を設定する
- ・路線・区間別に、「緊急輸送道路と交通量」の指標値を合計し、指標値の大きさに基づきベースとなる管理頻度を設定する

表 6-4. 道路交通条件に関する管理水準の指標値

指標値	F1	F2	F3	F4
	緊急輸送道路	自動車交通量 (小型+大型) (台/日)	歩行者交通量 (人/12h)	自転車交通量 (台/12h)
5.0	第1次緊急輸送道路	15,000 以上	1,000 以上	1,000 以上
4.0	第2次緊急輸送道路	10,000~15,000	500~1,000	500~1,000
3.0	第3次緊急輸送道路	5,000~10,000	100~500	100~500
2.0	—	1,000~5,000	50~100	50~100
1.0	その他	1,000 未満	50 未満	50 未満

・ $A = F_t / (項目数:4 \times 指標平均値:3.0)$

A:管理水準指標

F_t :各指標値の合計値 $F_t = F_1 + F_2 + F_3 + F_4$

表 6-5. ベースとなる管理頻度と A : 管理水準指標

ベースとなる管理頻度	A:管理水準指標の値
1回/1年	1.10 以上
1回/2年	1.05 以上~1.10 未満
1回/3年	1.00 以上~1.05 未満
1回/4年	0.95 以上~1.00 未満
1回/5年	0.95 未満

計算例)

○道路交通条件(指標値)

F1:第1次緊急輸送道路(5.0)

F2:5,000~10,000 台/日(3.0)

F3:100~500 人/12h(3.0)

F4:50 未満(1.0)

$F_t = F_1 + F_2 + F_3 + F_4 = 5.0 + 3.0 + 3.0 + 1.0 = 12.0$

$A = 12.0 / (4 \times 3.0) = 1.0$

A:1.00 以上~1.05 未満 より ベースとなる管理頻度は

⇒ 1回/3年

(2) ステップ2: 路線特性に関する情報の入力

- ・路線特性に関する指標をもとに、ベースとなる管理頻度をアップ・ダウンする
- ・路線特性としての 9 項目(追加目標設定のための指標項目)の中から、該当する項目の数に応じて、ベースとなる管理頻度をアップ・ダウンする

表 6-6. 9 項目の路線特性 (追加目標設定のための指標項目と同一)

指標項目	概要
上位計画等	道路緑化の必要性が、上位計画や地域計画に位置付けられている路線 (緑の基本計画、景観計画、都市計画マスタープランなど)
防災機能	街路樹が有する火災延焼防止や建物倒壊防止の機能が、防災計画等において求められる路線
鑑賞性 ・景観性	花、紅葉等鑑賞性を発揮すべき路線 景観的な統合性に配慮が必要な路線(メインストリート、街路樹がシンボルの路線)
歴史・文化性	歴史的、文化的に、街路樹を健全な状態で維持する必要がある路線
緑陰機能	道路利用者に快適な空間を提供するために、緑陰を形成する(樹冠が上空を覆う) 必要がある路線
交通安全機能	安全で円滑な道路交通の確保するために、遮光、視線誘導、交通分離、指標などの機能が求められる路線
遮蔽機能	植物による遮蔽機能が求められる路線
地元要望	街路樹の育成、植替え・更新に関して地元から要望が強い路線
その他	管理者として現地状況に応じて街路樹の健全性を保つべき路線

表 6-7. 路線特性と管理頻度の増減

管理頻度の増減	F5: 路線特性
	該当する特性の項目数
1 年高頻度化	4 項目以上
増減なし	2~3 項目
1 年低頻度化	1 項目以下

計算例)

○該当項目数: 4

ベースとなる管理頻度から1年高頻度化

ステップ1 ステップ2

1回/3年 ⇒ 1回/2年

(3) ステップ3: 樹種特性に関する情報の入力

- ・植栽樹種の特性に関する指標をもとに、ステップ2で増減した管理頻度をさらにアップ・ダウンさせる
- ・生長速度に応じて管理頻度をアップ・ダウンする(F6)
- ・5項目の樹種特性を設定して点数化し、合計点数に応じて管理頻度をアップ・ダウンする(F7)
- ・生長速度や樹種特性については、文献や有識者の意見を参考に決定する

表 6-8. 生長速度と管理頻度の増減 (F6)

管理頻度の増減	F6
	生長速度
1年高頻度化	速い
増減なし	普通
1年低頻度化	遅い

表 6-9. 5項目の樹種特性 (F7)

5項目の樹種特性	点数
倒伏・枝折れが発生し易い	2点
樹形が乱れ易い	1点
横方向に枝が広がり易い	2点
病虫害が発生し易い	1点
大木化しない	-1点

表 6-10. 樹種特性と管理頻度の増減 (F7)

管理頻度の増減	F7
	樹種特性の合計点数
1年高頻度化	4点以上
増減なし	1～3点
1年低頻度化	0点以下

計算例)

○F6: 生長速度=速い ⇒ 1年高頻度化

○F7: 樹種特性の合計点数=倒伏・枝折れが発生し易い(2点) ⇒ 増減なし

ステップ1 ステップ2 ステップ3
1回/3年 ⇒ 1回/2年 ⇒ 1回/1年

(4) ステップ4: 問合せ・要望に関する情報の入力

- ・ステップ1～3で検討した管理頻度について、現実的な管理頻度に調整するとともに、問合せ・要望を反映することにより、最終的な管理水準を決定する
- ・ステップ1～3で検討した管理水準が、1回/0年や1回/マイナス年となった場合は、1回/1年に調整する
- ・ステップ1～3で検討した管理水準が1回/5年よりも低頻度となった場合は、危険木を早期に発見・対応するための点検の点検頻度の観点から、1回/5年に調整する

表 6-11. 管理水準の調整

管理水準の調整	ステップ1～3で検討した管理水準
1回/1年	1回/1年よりも高頻度
増減なし	1回/1年～1回/5年
1回/5年	1回/5年よりも低頻度

- ・現状の管理頻度(剪定頻度)が地域からの要望により決定した経緯がある場合や、問合せの多い路線・区間については、問合せ・要望に応じた頻度に増減する(管理者判断)

表 6-12. 問合せ・要望に応じた増減 (F8)

管理頻度の増減	管理頻度の増減の目安	F8
		問合せ・要望
現状の管理頻度が苦情・要望により決定した経緯がある路線は、苦情・要望に応じた頻度に増減する	1年高頻度化	非常に多い
		多い
	1年低頻度化	普通
		非常に少ない

計算例)

- 管理水準の調整 ⇒ ステップ3までの管理水準が1回/1年であり、1回/1年よりも高頻度でなく、かつ1回/5年よりも低頻度でないことから調整なし
- 問合せ・要望＝少ない ⇒ 1年低頻度化

ステップ1 ステップ2 ステップ3 ステップ4(管理水準)
 1回/3年 ⇒ 1回/2年 ⇒ 1回/1年 ⇒ 1回/2年

当該路線・区間の管理水準は1回/2年とし、剪定時に簡易点検を実施する。

6-4. 入力情報の整理

追加目標設定と管理水準設定に用いる入力情報を、とりまとめて整理する。

表 6-13. 追加目標設定と管理水準設定に用いる情報の整理

指標、入力情報		備考
植樹台帳情報	路線・区間名	
	植栽樹種名	高木類の全ての植栽樹種 花街道主幹木の有無に留意
	現状の剪定頻度	1回/〇年
路線特性 (追加目標設定のための指標項目)	【上位計画等】上位計画や地域計画における道路緑化の位置づけの有無	緑の基本計画、景観計画、都市計画マスタープラン など
	【防災機能】街路樹の防災機能が求められる路線・地区	防災計画、緑の基本計画 など
	【鑑賞性・景観性】花や紅葉等の街路樹自体が有する鑑賞性の必要性 メインストリート、街路樹シンボル路線の位置づけの有無	鑑賞性の参考…花街道や観光地アクセス道路としての位置付けの有無、その認知度
	【歴史・文化性】歴史的、文化的に、街路樹を健全な状態で維持する必要性	
	【緑陰機能】道路利用者に快適な空間を提供するために、緑陰を形成する(樹冠が上空を覆う)必要性	
	【交通安全機能】安全で円滑な道路交通を確保するための機能の必要性	機能…遮光、視線誘導、交通分離、指標など
	【遮蔽機能】植物による遮蔽機能の必要性	
	【地元要望】街路樹の育成、植替え・更新に関する地元から要望	
道路交通条件	緊急輸送道路の指定	「一次」、「二次」、「三次」の区分も必要
	小型車交通量(台/日)	最新年度の道路交通センサス結果
	小型車交通量(台/日)	最新年度の道路交通センサス結果
	歩行者交通量(人/12h)	平成 17 年度道路交通センサス結果
	自転車交通量(台/12h)	平成 17 年度道路交通センサス結果
植栽樹種別の樹種特性	生長速度	「速い」、「普通」、「遅い」
	倒伏・枝折れの発生し易さ	特性の「有」、「無」
	樹形の乱れ易さ	//
	横方向への枝の広がり易さ	//
	病中害の発生し易さ	//
社会的な影響	苦情や撤去に関する要望	「苦情が非常に多い、苦情が多い」と「それ以外」の 2 段階
	苦情や要望	「非常に多い」、「多い」、「普通」、「少ない」、「非常に少ない」の 5 段階